

総行政第 85 号
基発 0613 第 1 号
国不専建第 9 号
令和 5 年 6 月 13 日

都道府県知事 殿

総務省地域力創造審議官
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の変更が、令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定されました。

本基本計画（別添 1）は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進成果等を踏まえ、変更されたものです。

都道府県におかれましては、同法第 9 条第 1 項において、「基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努める」こととされていますので、同法の趣旨を踏まえ、地方整備局等や都道府県労働局と連携を図りつつ、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。併せて、本通知について、貴管内市区町村その他の関係機関及び関係団体等への周知を図っていただくようお願い申し上げます。

なお、地方整備局長等に対しては、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について」（令和 5 年 6 月 13 日付け国不専建第 10 号。別添 2）により、都道府県労働局長に対しては、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について」（令和 5 年 6 月 13 日付け

基発 0613 第 3 号。別添 3) により、建設業者団体に対しては、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について」（令和 5 年 6 月日付け基発 0613 第 2 号・国不専建第 1 1 号。別添 4) により、通知していることを申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。